

## 令和6年度ETC 利用促進広報業務企画提案仕様書

### 1 業務名

令和6年度ETC 利用促進広報業務

### 2 契約の期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 3 業務の目的

沖縄自動車道をはじめ高速道路は、本島内の交通ネットワークの構築はもとより交通渋滞の緩和に寄与しているものであるが、朝夕ラッシュ時の高速道路インターチェンジ周辺では慢性的な交通渋滞・事故が発生している。

県が平成29年度に行った調査では、現金支払いをETC利用に転換することにより、ある程度の渋滞は解消するという結果が得られていることに加え、国（国土交通省）においては、令和12年度頃までに全線ETC専用化する方針が示された。

また、NEXCO西日本において、「沖縄限定！ETC車載器購入助成キャンペーン2023」実施の期間延長及び、沖縄自動車道に適用されている特別割引について令和6年4月以降の措置は非ETC車には適用せず、ETC車のみを対象とすることが公表された。

以上のことを踏まえ、県としては、NEXCO西日本と連携しながら、更なるETC普及促進のための取り組みを推進していく必要があることから、本業は県民に対してETC利用を含む沖縄自動車道の利用促進のための広報活動を行うことを目的とする。

### 4 委託料の上限額

8,920,000円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。

ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

### 5 業務内容

#### (1) ETC 利用促進につながる効果的な広報活動等の計画立案

以下に示すETC 利用促進に関する施策の実施内容、実施体制などの計画を立案する。

※提案するデザイン、文言等は県民に広く受け入れやすいものとする。

①広報内容として、以下の内容を盛り込むものとする。

- ・ 「沖縄限定！ETC車載器購入助成キャンペーン2023」期間延長
- ・ 令和6年4月以降のETC車に対する特別割引継続

- ・ 現金車に対する特別割引の終了（令和6年3月末）
  - ・ 令和12年までの料金所ETC 専用化の方針
  - ・ ETC 利用に関するお得な情報（沖縄自動車道の特別割引や平日朝夕割引、深夜割引、更にはマイレージ登録することによりお得になる等）
  - ・ その他、ETC 利用促進に関して周知・広報が必要だと思われるもの
- ②周知方法として、以下の内容を盛り込むものとする。
- ・ 現金支払車のドライバーに訴えるラジオ広報（特別番組、CM）
  - ・ 本島内に設置されている街頭大型ビジョンを活用したCM 放送
  - ・ 県及び市町村の広報誌活用（チラシ折り込み、掲載）
  - ・ その他、効果的な周知方法（SNS、テレビ、新聞、料金所にてチラシの配布等）
- ③事業用車両のETC 利用状況等の調査の実施及び結果とりまとめ。

## （2） ETC 利用促進につながる効果的な広報活動等の実施

（1）で検討した内容に基づき、ETC 利用促進につながる効果的な広報活動等を実施する。

※業務実施段階において、NEXCO 西日本の広報等の計画を確認し、同社の広報等と重複する部分については、見直しも含めて再検討すること。

※実施にあたって、道路管理者や施設管理者等との調整が必要な場合はその対応を行うこと。

## 6 協議・報告書作成

本業務に必要となる協議を行い、  
本業務の結果について、報告書として取りまとめを行う。

## 7 成果品

業務報告書（A4版）・・・ 5部  
上記の電子ファイル・・・ 一式  
その他、沖縄県の指示する資料等・・・ 一式

## 8 業務の実施体制等について

主として本委託業務に従事する総括管理者と1名（兼務可）以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他の事務について、十分な遂行体制をとすること。

実施体制については、組織体制図を作成すること。また、委託業務全体のスケジュールの他、各担当者のスケジュール及びスケジュールの管理体制図等を作成すること。

## 9 著作権等

成果品の著作権及び所有権は沖縄県企画部交通政策課に帰属する。ただし、本委託業務実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

沖縄県企画部交通政策課の許可を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

## 10 業務の再委託についての留意事項

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）についてはその履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 契約金額のうち、広報資料等の制作に係る経費

ウ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

### (3) 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

① メディアでの広報

② 調査業務

### (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書

面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

① その他、簡易な業務

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

11 その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上決定する